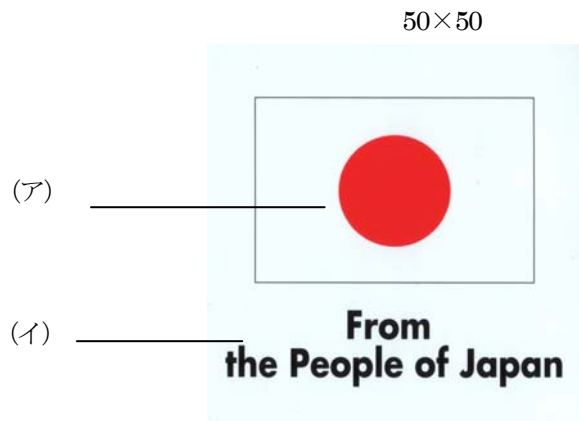


## 銘板、ステッカー（日章旗マーク、ODA シンボルマーク）等に係る取り扱いについて

外務省無償資金協力課の指示にもとづき、銘板、ステッカー類の標準例は以下のとおりとするが、貼付に当たっての留意事項は次のとおり。

- (1) 原則として、日章旗ステッカーを無償資金協力により供与された施設、機材にも表示する。ただし、相手国・地域の国民感情を含む諸事情や、我が国との二国間関係等に鑑みて支障のある場合は、平成7年9月に制定されたわが国のODA シンボルマークをこれに替えることができる。なお、日章旗ステッカーとODA シンボルマークとの併用については、これを妨げない。
- (2) 貼付対象は予備品・付属品等を含むすべての機材とするが、消耗品（スペアパーツおよび小物等貼付が困難なもの）等についてはその貼付を省略することができる。
- (3) また標準例については、先方政府の要望等現地事情を考慮した多少の変更ができることとし、必要に応じ外務省と協議のうえ柔軟に対応できることとする。但し、日章旗のデザインにおいては、「国旗及び国歌に関する法律」（平成11(1999)年8月13日 法律第127号）及び関連附則に従い作成すること。  
寸法及び日章の位置： 縦 横の三分の二  
日章： 直径 縦の五分の三 中心： 旗の中心
- (4) 施設案件の場合、着工後、コンサルタントは、日本国大使館に対して銘板、ステッカー類の具体的規格、図案を提出し、了解を取り付ける。（大使館のない国については、JICA 本部を通じ、外務省から了解を取り付ける。）機材案件の場合も同じ要領にて確認を得る。（船積みで終了するなど、現地にて了解を得ることができない場合は、JICA 本部を通じ、外務省から了解を取り付ける）現地公用語での表記を行う場合は、その旨を報告し、文案についても了解を取り付ける。なお、施設案件の銘板においては、特定個人（政治家、指導者等）の氏名の記載が要望された場合には、原則として断わり、先方政府に再考を促す。
- (5) なお、案件終了後は、コンサルタントが作成する完了届等にステッカー類貼付が確認できる写真を掲載する。

## 日章旗ステッカー



- 〈注1〉 仏 : don du peuple japonais  
西 : de parte del pueblo japonés

〈注2〉 フォント名 : フーツラボールド

〈注3〉 原則的にポジタイプのマークおよびロゴを使用する。

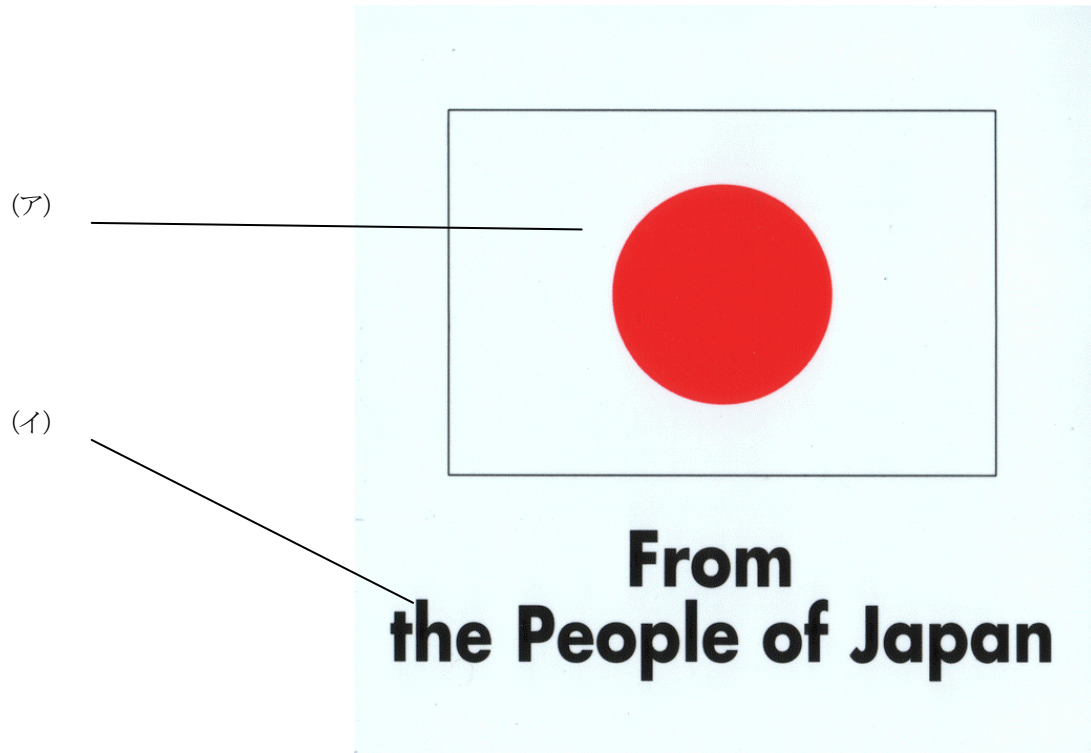
〈注4〉 最小使用サイズ

30×30



〈注5〉 指定色

- ・ カラーのみとする



(ア) D I C 156

4色分解M100%+Y90% (近似値)

(イ) スミベタ

ODA シンボルマーク

・縦組みロゴマーク



・横組みロゴマーク



〈注2〉 仏：JAPON --- (A)

Aide Publique au Développement --- (B)

西：JAPÓN --- (A)

Asistencia oficial para el Desarrollo --- (B)

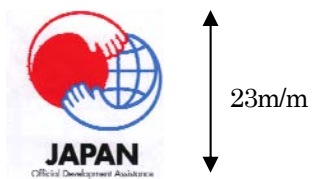
(A) = フーツラボールド (B) = フーツラレギュラー

中：日本政府贈送 ※漢字については、中国漢字表記とすること。フォントはゴシック体とする。

〈注3〉 原則的にポジタイプのマークおよびロゴを使用する。

〈注4〉 最小使用サイズ

・縦組みロゴマーク



・横組みロゴマーク



(注5) 指定色

- ・モノクロの場合・・・・・・・・スミベタ100%
- ・カラーの場合



- (D) D I C 156  
4色分解M100%+Y90% (近似値)
- (E) D I C 183  
4色分解C90%+M60% (近似値)
- (F) スミベタ